

年末年始の診療日時は3頁をご覧ください。

日曜・祝日の急な病気に困ったら 長浜米原休日急患診療所へ

入院の必要がある場合を除いて、日曜・祝日の内科・小児科の受診は、原則として長浜米原休日急患診療所をご利用いただきますようお願いいたします。

■診療内容 内科・小児科の応急診療

■診療日 日曜・祝日・年末年始

■受付時間 8時30分～11時30分/12時30分～17時30分

■所在地 長浜市八幡東町632番地 (長浜市保健センター内)

■電話番号 ☎65-1525

■持ち物 保険証・福祉医療券・お薬手帳・マスク等

◆長浜米原休日急患診療所とは？
休日急患診療所は長浜市・米原市の初期救急医療を担当し、湖北の地域医療を支えることを目的に開設されました。開設の背景には、市立長浜病院と長浜赤十字病院の救急診療への軽症患者の過剰受診が相次ぎ、本来の救急病院の役割である入院の必要な患者の治療や専門的治療に支障が生じていたということがあります。そのため、内科・小児科で比較的軽症な場合は、休日急患診療所に受診いただきますようお願いいたします。



☎健康推進課 (☎65-7779)

湖北病院職員を募集します

職 種	採用予定人員	受験資格	試験日時	申込締切
視能訓練士	1人	昭和56年4月2日以降に生まれ、視能訓練士法(昭和46年法律第64号)による視能訓練士の免許を有する人(平成24年3月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む。)で、長浜市内又は近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられる人	平成24年 1月21日(土) 9時30～ (受付は9時～)	平成24年 1月13日(金)

【受験申込書配付・申込窓口】
長浜市立湖北病院事務局管理課内 長浜市職員選考委員会
〒529-0493 長浜市木之本町黒田1221番地
(☎82-3315 (代表)、82-6143 (直通))

【受験申込書を郵送で請求される人へ】
封筒の表に「視能訓練士職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(80円切手を貼って、宛先を明記したもの)を同封して、左記まで送付してください。

石油ストーブ・石油ファンヒーターによる事故をなくそう!

お使いの器具はリコール対象商品ではありませんか?



長い間しまっておいた石油ストーブ・石油ファンヒーターをお使いになる前に、リコール対象商品ではないか、必ずご確認ください。

確認方法

1. 市役所市民課の掲示板、各支所
2. お近くの公民館掲示板
3. 近畿経済産業局ホームページ (http://www.kansai.meti.go.jp/3-seihinanzen/syohianzen/111026_Press/111026_Press.html) で検索

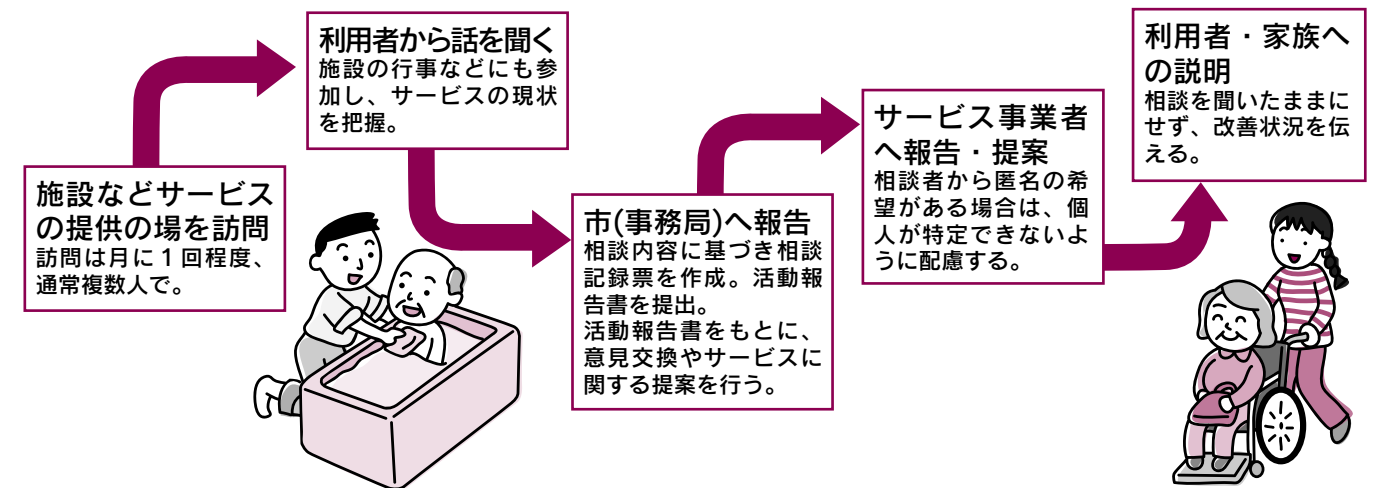
少しでもおかしいと思ったらお買い上げの販売店または、専門業者にご相談ください。

不用品交換情報 (12月1日現在)

あげます (無料) ○三輪車○電気ストーブ○ゆりかご○自転車 (3～4歳児用、2台) ○食卓用幼児イス (2台)
ください (無料) ○チャイルドシート○ベビーゲート○玄米の保管庫○来客用座布団○石油ストーブ○車イス○犬小屋○エレクトーン○お昼寝布団○電子ピアノ○シニアカー○ホットカーペット
ゆずります (有料) ○ベビー布団○ベビーベッド
☎環境保全課(☎65-6513) ※現物は保管していません

介護相談員派遣事業をご存知でしょうか?

介護相談員派遣事業は、平成12年度に介護保険制度が導入されたと同時に始まった制度で、市町村が実施主体となって取り組んでいます。介護保険制度の創設から10年以上が経過し、サービス提供事業者は着実に増加していますが、広くサービスが利用されるにつれて、利用者の抱える不安や不満、苦情も多くなってきています。こうした利用者の不安や不満が大きなトラブルにならないよう、介護相談員がサービス提供の場を訪問し、利用者の話をしっかり聴いて「事業者」や「行政」に橋渡しをすることで、適正かつ充実した介護サービスの実現を目指します。



介護相談員は、まずサービス利用者から苦情や不満等をよく聞いたのち、

- 単なる行き違いや情報不足によるものか
- 個人の好き嫌いによる要望なのか
- 介護の質に関わるものなのか
- 虐待・詐欺などにあたるのか

など、事実を見極めます。そのうえで本人への助言や、施設などサービス事業者側と意見交換を重ねて問題のありかを提示し、サービスの質の改善につながる提案をします。

介護相談員は利用者の”声”をサービス提供事業者につなぎ介護サービスの”質”の向上を図ります

湖北地域介護相談員は、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を持った人で、市長が委嘱し、介護相談員研修を終了しています。長浜市(21人)、米原市(9人)計30人の介護相談員が、5班編成で湖北地域の施設を訪問し活動をしています。



介護相談員が訪問している施設の状況 (平成23年度)

施設区分	長浜市管内	米原市管内	合 計
介護老人福祉施設	7	1	8
介護老人保健施設	2	2	4
介護療養型医療施設	1	0	1
通所介護 (デイサービス)	12	12	24
グループホーム	4	2	6

※利用者のプライバシーや秘密は守られますので、安心してご相談ください。

「申請時に必要なもの」
交付を受けている手帳、印鑑

☎別館1階 (☎65-1651) または各支所 福祉生活課

受付期間
1月4日(水)～1月20日(金)
平日のみ 8時30分～17時15分

「支給の対象となる人」
平成24年1月1日現在で次のすべての条件に該当することが必要です。

1. 平成23年1月1日から12月31日までの間に、6か月以上在宅で生活している人
2. 満3歳以上65歳未満の人
3. 次のいずれかの手帳を持っていない人
 - ① 身体障害者手帳 (肢体不自由)
 - ② 療育手帳A1またはA2
4. 平成22年分の所得税が非課税世帯の人
5. 必要で、現に使用している人

(注) 施設に入所されている人や、日常生活用具給付等事業で紙おむつの交付を受けている人は除きます。

「紙おむつの支給申請を開始します。」

しょうがいのある人へ

在宅で生活されているしょうがいのある人に紙おむつ・おむつカバー(5万4千円相当分)を現物で支給します。